平成２７年（フ）第１３１１号
神奈川県綾瀬市寺尾本町２丁目５番202号
債務者　八木橋　学
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７号
熊本県天草市牛深町1522番地42
債務者　里崎　勇気
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第６３号
沖縄県沖縄市字松本910番地　ミルトスプリング304
債務者　上原　武志
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７０３３号
東京都板橋区前野町３丁目６―10―305
債務者　川崎　麻耶
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９２号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目10番地３　長島ハイツ302号
債務者　石村　謙二
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３０４号
神奈川県海老名市大谷南３丁目１番28―101号
債務者　高橋　竜太
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
長崎県雲仙市吾妻町大木場名111番地１　松浦アパート203号
債務者　水元るみ子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市日宇町2721番地、住民票上の住所長崎県佐世保市峰坂町５番41号
債務者　村田　省三
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９１１号
横浜市港北区箕輪町３丁目６番21―407号
債務者　原　　伸行
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３号
静岡県藤枝市水守２丁目11番地の15、旧住所静岡県藤枝市岡部町内谷1645番地の５
債務者　岩本　眞利
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３４号
静岡県藤枝市水守２丁目11番地の15、旧住所静岡県藤枝市岡部町内谷1645番地の５
債務者　岩本　清子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１２号
静岡市駿河区東新田４丁目１番２―301号
債務者　野嶋　加代
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１３号
静岡市駿河区東新田４丁目１番２―301号
債務者　野嶋　竜二
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４２号
静岡市葵区唐瀬１丁目13番31―705号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４０号
岡山市南区宮浦58番地11、旧住所岡山市北区本町４番18号コア本町1801号
債務者　草地　　剛
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部